氏子崇敬者の皆さまへ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年12月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　箕嶋神社社務所

当神社及び宮司岩本道弘の名誉を毀損する**田中利一郎（旧株式会社トコリ　元代表取締役）らの不法行為**に対する民事訴訟**勝訴**判決ご報告

平成２３年から、**田中利一郎（旧　株式会社トコリ　元代表取締役）と阪和政界情報こと長谷光夫**により、当神社及び宮司岩本道弘の名誉を毀損する事実無根の文書を継続的かつ執拗に配布されました。  
　これに対し、当神社らから繰り返し説明をしたにも拘わらず、田中利一郎らによる名誉毀損行為がやまないため、当神社役員会の決議により、田中利一郎及び長谷光夫を相手方として、名誉毀損による**損害賠償並びに謝罪広告を要求**して、平成２６年、和歌山地方裁判所へ提訴しました。  
　平成２８年２月２３日、和歌山地方裁判所判決で勝訴しましたが、宮司岩本道弘に対する名誉毀損について220万円の損害賠償が認められたのみで、神社に対する損害賠償が認められず、謝罪広告も認められないと言う不十分な内容であったため、大阪高等裁判所へ控訴しました。  
　平成２８年１２月１４日、大阪高等裁判所の判決で、田中利一郎らが作成配布した当神社及び、宮司岩本道弘に関する名誉毀損文書内容に真実性相当性がないこと、よって、当神社並びに宮司岩本道弘の名誉を毀損し社会的信用を低下させたことが認定され、以下の通り**勝訴**しました。

**大阪高等裁判所判決主文概要**

１　　一審原告ら（当神社及び宮司岩本道弘）の本件各控訴及び当審変更後の請求に基づき、原判決を次の通り変更する。

２　　**一審被告ら（田中利一郎及び長谷光夫）は、一審原告神社に対し、連帯して、110万円及びこれに対する平成23年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。**

３一審被告らは、一審原告岩本に対し、連帯して、220万円及びこれに対する平成23年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

４　　一審被告田中は、一審原告神社に対し、55万円及びこれに対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

５　　一審被告田中は、一審原告岩本に対し、110万円及びこれに対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

６　　**一審被告らは、一審原告らに対し、連帯して、別紙2記載の謝罪文につき、別紙３記載の条件で、同一紙面に印刷したチラシを別紙５新聞販売店目録記載の新聞販売店が各新聞購読者に配達する新聞紙に折り込む方法により、同新聞販売店が配達する全ての新聞購読者に1回配布せよ。**　（以下省略）

この勝訴判決を契機として、当神社は宮司岩本道弘、責任役員総代が一体となってさらにより良き神社を目指して努力する所存です。皆様の暖かい御支援に感謝致します。　　　　　　　　以上

別紙２

謝罪文

私達は、平成２３年５月１日付で印刷した「阪和政界情報」紙面に箕嶋神社宮司岩本道弘殿が、

１　和歌山地方裁判所から神職辞職の勧告を受け

２　責任役員であった田中利一郎を勝手に解任したことが社会問題化している

３　神社庁有田郡市支部支部長の地位にあった当時、支部の事務会計を役員会の了解を得ず独断で行った。

４　箕嶋神社の信用はガタガタ

等という、真実に反する記事を掲載し、同年４月１７日これらの真実に反する記事が掲載されている阪和政界情報を新聞折込みにより多数の人に配布した結果、箕嶋神社及び宮司岩本道弘殿の名誉を毀損したことを陳謝致します。

　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　田中利一郎

　　　　　　　　　　　　　　阪和政界情報編集発行人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長谷光夫

以上